

## 「新宿区子ども・子育て支援事業計画(第三期)(令和7年度～令和11年度)」(素案)の作成 及びパブリック・コメント等の実施について

未来を担う子どもたちが健やかに生まれ、育成される社会の形成に資するための施策を総合的に推進するとともに、子ども・子育て支援給付に係る教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等を図るため、「新宿区子ども・子育て支援事業計画(第三期)(令和7年度～令和11年度)」を策定する。

計画素案については、新宿区次世代育成協議会、同部会及び新宿区次世代育成支援推進本部会議での検討、新宿区子ども・子育て会議からの意見等を踏まえ作成した。

今後の計画策定に向けて、下記のとおり子どもや子育て当事者等からの意見を広く求める。

### 記

#### 1 計画素案の概要(資料1・2)

##### (1) 計画の位置付け

「新宿区子ども・子育て支援事業計画(第三期)」は、「新宿区総合計画」の基本政策Ⅰ「暮らしやすさ1番の新宿」の実現を目指した分野別計画であり、子ども・子育て支援法第61条の「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定する。あわせて、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」としての新宿区次世代育成支援計画を継承するとともに、こども基本法に基づく国の「こども大綱」に掲げるこども施策に関する基本的な方針を勘案して策定する。

このほか、次の計画を包含するものとして策定する。

- ・自立促進計画(母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条)
- ・成育医療等基本方針に基づく計画(成長過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律第5条の方策)
- ・こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画(こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条)

##### (2) 計画期間

令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とする。

##### (3) 計画書の構成

以下の3章より構成される。

#### 【第1章 計画の基本的な考え方】

計画の位置付け及び計画期間、新宿区の人口・世帯等の状況、計画策定のための調査の実施、計画策定体制と点検・評価、計画全体の構成等の計画全般に係る事項を示す。

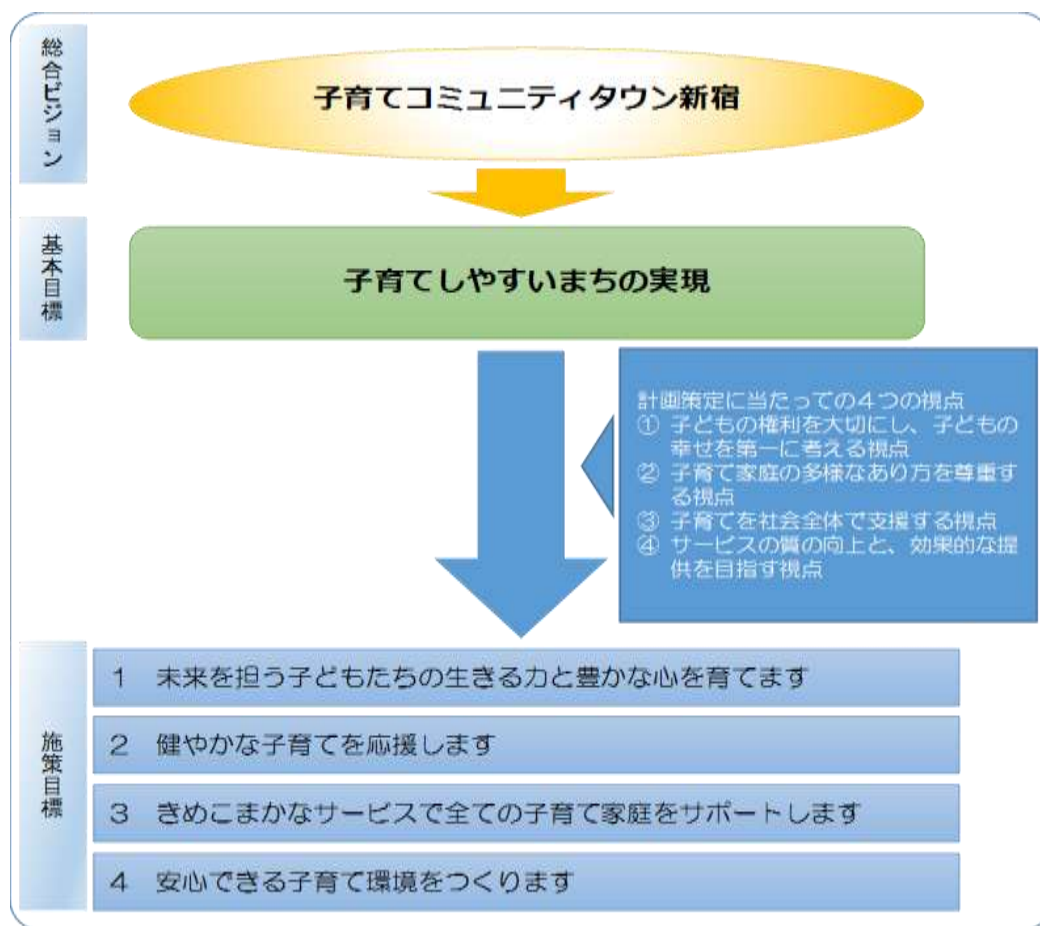
## 【第2章 施策目標別の取組の方向】

「子育てしやすいまちの実現」のため、4つの施策目標と18の施策を掲げ、現状と課題を分析し取組の方向及び主な事業を示す。

## 【第3章 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策】

令和3年度以降、区全体で継続して待機児童ゼロを継続していることから、区内全域を1つの区域として、教育・保育の必要量の見込みと確保方策を定める。あわせて、地域子ども・子育て支援事業について、量の見込みと確保方策も定める。

### （4）計画全体の構成



### 【数値目標及び基本指標】

| 項目   | 内 容                                                                                        | 設定理由                                                                                                                                    |
|------|--------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 数値目標 | 「子育てしやすいまちだと思える人」の割合                                                                       | 令和5年度に実施した調査では、就学前児童保護者で48.6%、小学生保護者で50.7%であった。「子育てコミュニティタウン新宿」の実現に向け、引き続き子育て支援施策に取り組んでいくことから、現行計画の目標値（就学前児童保護者65.0%、小学生保護者65.0%）を継続する。 |
|      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 就学前児童保護者 65.0%</li> <li>・ 小学生保護者 65.0%</li> </ul> |                                                                                                                                         |

| 項目               | 内 容                                                                                                                                                                                                                                                | 設定理由                                                                                                                                       |         |          |          |               |       |       |     |       |       |                  |       |       |
|------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|----------|----------|---------------|-------|-------|-----|-------|-------|------------------|-------|-------|
| 基本指標             | 「子どもの自己肯定感の高さ」                                                                                                                                                                                                                                     | 計画策定の土台としてきた、子ども自身が健やかに自分らしく成長していくことが子育て支援の原点であるという考え方を見える化し、子どものウェルビーイング（身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態）を測る基本指標として、本計画では新たに「子どもの自己肯定感の高さ」を設定する。 |         |          |          |               |       |       |     |       |       |                  |       |       |
|                  | 「自分のことが好きだ」、「自分は家族に大事にされていると思う」、「自分は友だちに好かれていると思う」、「自分にはやればできる力があると思う」、「がんばれば、みとめられると思う」の 5 つの設問について、「とても思う」または「思う」と回答した人の割合を平均したものを「子どもの自己肯定感の高さ」と捉え、5 年ごとの調査で状況を確認していく。                                                                          |                                                                                                                                            |         |          |          |               |       |       |     |       |       |                  |       |       |
|                  | <table><tr><td>調査年度</td><td>令和 5 年度</td><td>平成 30 年度</td></tr><tr><td>小学校<br/>5・6 年生</td><td>79.8%</td><td>83.7%</td></tr><tr><td>中学生</td><td>76.6%</td><td>81.2%</td></tr><tr><td>青少年<br/>(15～17 歳)</td><td>80.1%</td><td>79.9%</td></tr></table> |                                                                                                                                            | 調査年度    | 令和 5 年度  | 平成 30 年度 | 小学校<br>5・6 年生 | 79.8% | 83.7% | 中学生 | 76.6% | 81.2% | 青少年<br>(15～17 歳) | 80.1% | 79.9% |
|                  | 調査年度                                                                                                                                                                                                                                               |                                                                                                                                            | 令和 5 年度 | 平成 30 年度 |          |               |       |       |     |       |       |                  |       |       |
|                  | 小学校<br>5・6 年生                                                                                                                                                                                                                                      |                                                                                                                                            | 79.8%   | 83.7%    |          |               |       |       |     |       |       |                  |       |       |
| 中学生              | 76.6%                                                                                                                                                                                                                                              | 81.2%                                                                                                                                      |         |          |          |               |       |       |     |       |       |                  |       |       |
| 青少年<br>(15～17 歳) | 80.1%                                                                                                                                                                                                                                              | 79.9%                                                                                                                                      |         |          |          |               |       |       |     |       |       |                  |       |       |
|                  |                                                                                                                                                                                                                                                    |                                                                                                                                            |         |          |          |               |       |       |     |       |       |                  |       |       |
|                  |                                                                                                                                                                                                                                                    |                                                                                                                                            |         |          |          |               |       |       |     |       |       |                  |       |       |

## 2 子どもや子育て当事者等からの意見聴取

パブリック・コメントによる意見聴取を中心として、子どもを含む区民からの意見を聴取するため、以下のとおり実施する。

### （１）パブリック・コメント（資料３）

① 日程 令和 6 年 11 月 15 日（金）～12 月 16 日（月）

② 周知方法

- ・区ホームページ、SNS と併せて、チラシを直営掲示板、区設委託掲示板、町会管理掲示板、子ども家庭部各課窓口等に掲示して周知する。
- ・11 月 15 日号の広報新宿に、実施について掲載する。

③ 素案の閲覧及び概要版等の配布場所等

以下の場所で計画素案（全文）を閲覧に供するとともに、概要版及び意見用紙を配布する。

子ども家庭課※、子ども総合センター、子ども家庭支援センター、地域子育て支援センター、区立・私立保育園・子ども園、区立幼稚園、児童館、男女共同参画推進センター、特別出張所※、区政情報課、区政情報センター、保健センター、図書館及び区ホームページ

（※では、計画素案（全文）の配布も行う。）

④意見提出方法

子ども家庭課にて、郵送、ファックス、窓口持参及び区ホームページで受け付ける。

### （２）区民向け説明会

① 対面による開催

日程 令和 6 年 11 月 18 日（月）14 時 30 分～、11 月 19 日（火）18 時 30 分～

会場 区役所本庁舎地下一階 11 会議室

## ② オンライン配信による開催

視聴手段 令和 6 年 11 月 15 日（金）～12 月 16 日（月）区公式 HP にて視聴可能

時間 30 分程度

①②の周知方法については（１）と同様

## （３）子どもからの意見聴取について

従来から計画策定の前年度に実施している子ども・子育て支援に関する調査において、小学校 5・6 年生、中学生、青少年（15 歳～17 歳）を対象にしている。

令和 5 年 4 月に施行されたこども基本法（令和 4 年法律第 77 号）では、第 11 条において、こども施策の策定・実施・評価に当たっては、こどもや子育て当事者等の意見を反映させるために必要な措置を講ずることが、国及び地方公共団体に義務付けられている。

このことから、計画策定にあたり、令和 5 年度に実施した調査に加え、子どもを対象とした子ども Web アンケートを実施する。子ども Web アンケートは、子ども・子育て支援事業計画の内容に関連する設問を通じて子どもからの意見を聞くとともに、子どもが区政に関心を持つ機会とする。あわせて、区政に対して意見を表明する手段の一つとしてのパブリック・コメントを紹介し、案内することも目的としている。また、子ども Web アンケートの結果については、策定する計画の中に反映していく。

### ① 対象

区内在住・在学・在勤の小学校 5・6 年生、中学校 1～3 年生、青少年（15 歳～17 歳）

### ② 実施方式

インターネットサイトを通じたアンケート（対象であれば誰でも回答可）

### ③ 実施期間

令和 6 年 11 月 15 日（金）から 12 月 2 日（月）

### ④ 子ども向けの周知方法

チラシ（インターネットアンケートサイトの二次元コードを記載したもの）の配布

## 3 今後のスケジュール

|                  |                                   |
|------------------|-----------------------------------|
| 令和 6 年 11 月 13 日 | 常任委員会報告（計画素案の作成及びパブリック・コメント等の実施）  |
| 11 月 15 日        | パブリック・コメント、説明動画配信、子ども Web アンケート開始 |
| 11 月 18 日・19 日   | 区民向け説明会                           |
| 12 月 2 日         | 子ども Web アンケート終了                   |
| 12 月 16 日        | パブリック・コメント、説明会動画配信終了              |
| 令和 7 年 1 月       | 次世代育成支援推進本部会議、子ども・子育て会議           |
| 2 月              | 次世代育成協議会                          |
| 2 月 27 日         | 調整会議（計画の策定及びパブリック・コメント等の実施結果）     |
| 3 月 4 日          | 政策経営会議（同上）                        |
| 3 月 14 日         | 常任委員会報告（同上）                       |
| 3 月下旬            | 計画書発行                             |